

【改正後全文】

障 発 第 0421001 号

平成18年4月21日

一部改正 障 発 第0725001号

平成19年7月25日

一部改正 障 発 第 0626001号

平成20年6月26日

一部改正 障 発 第1026第1号

平成23 年10 月26 日

一部改正 障 発 第0702第6号

平成24年7月2日

一部改正 障発第 0329 第 17 号

平成 25 年 3 月 29 日

一部改正 障発第 ○○○第 ○○号

○年 ○ 月 ○日

各 都道府県知事 殿
指定都市市長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長

相談支援従事者研修事業の実施について（案）

障害者ケアマネジメントの従事者に対する研修事業については、これまでは「障害者ケアマネジメント体制支援事業の実施について」（平成15年5月28日障発第0528001号本職通知）等に基づき実施し、その充実を図ってきたところであるが、今般、障害者自立支援法（平成17年法律第123号。平成25年4月からは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）の実施に伴い、相談支援事業が市町村の行う地

域生活支援事業として位置づけられ、また、指定相談支援に従事する者については、相談支援従事者研修の受講が要件となることから、別紙のとおり「相談支援従事者研修事業実施要綱」を新たに定め、平成１８年４月１日から実施することとしたので、関係機関等に対し本事業を周知するとともに、本事業の円滑な運営について特段のご配慮をお願いする。

なお、これに伴い、「障害者ケアマネジメント体制支援事業の実施について」（平成１５年５月２８日障発第０５２８００１号本職通知）は廃止する。

(別紙)

相談支援従事者研修事業実施要綱

1 目的

地域の障害者等の意向に基づく地域生活を実現するために必要な保健、医療、福祉、就労、教育などのサービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術を習得すること及び困難事例に対する支援方法について助言を受けるなど、日常の相談支援業務の検証を行うことにより相談支援に従事する者の資質の向上を図ることを目的とする。

2 実施主体

事業の実施主体は、都道府県又は都道府県知事の指定した研修事業者（以下「指定研修事業者」という。）とする。

3 実施内容

(1) 相談支援従事者初任者研修

① 研修対象者

相談支援事業に従事しようとする者

② 研修内容等

標準的な研修カリキュラムは、別表1のとおりであり、この内容以上のものとする。また、国が行う相談支援従事者指導者養成研修を修了した者を中心として実施する。

(2) 相談支援従事者現任研修

① 研修対象者

指定相談支援事業所等において相談支援業務に従事しており、一定の経験を有する者

② 研修内容等

標準的な研修カリキュラムは、別表2のとおりであり、この内容以上のものとする。また、国が行う相談支援従事者指導者養成研修を修了した者を中心として実施する。

(3) 専門コース別研修

① 研修対象者

上記(2)の研修対象者

② 研修内容等

標準的な研修カリキュラムは、別表4のとおりであり、
この内容を参考に実施するものとする。また、国が行う相談支援従事者指導者
養成研修を修了した者を中心として実施する。

4 修了証書の交付

(1) 都道府県知事は、研修修了者に対して別紙1の様式により、修了証書を交付するものとする。

(2) 指定研修事業者は、研修修了者に対して別紙2の様式により、修了証書を交付するものとする。

5 修了者名簿の管理

(1) 指定研修事業者は、研修修了者について、修了証書番号、修了年月日、氏名、連絡先等必要事項を記載した名簿を作成し、個人情報として十分な注意を払った上で管理するとともに、作成後遅滞なく指定を行った都道府県知事に提出するものとする。

(2) 都道府県知事は、研修修了者について、修了証書番号、修了年月日、氏名、連絡先等必要事項を記載した名簿を作成するとともに、指定研修事業者から提出された名簿と併せて、個人情報として十分な注意を払った上で都道府県の責任において一元的に管理するものとする。

6 事業報告書の提出

事業の実施状況等については、別途通知する様式により事業報告書を提出すること。

7 実施上の留意点

(1) 研修の時間帯、曜日については、各都道府県の実情に応じて受講者が受講しやすいよう適宜配慮をすること。

(2) 事業実施上知り得た研修修了者に係る秘密の保持については、厳格に行うこと。

(3) 障害のある受講者への配慮

ア 重度の障害を持つ受講者等短期間での連続的な研修受講が困難な場合には、以下のような合理的配慮の実施について検討すること。

(ア) 視聴覚教材の活用

別表1に示す「1. 障害児者の地域支援と相談支援従事者（サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者）の役割に関する講義（5時間）」、「2.

相談支援におけるケアマネジメントの手法に関する講義（３時間）」、「３．障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の概要並びにサービス提供のプロセスに関する講義（３時間）」について、録画（DVD）の視聴等を行い、視聴後にレポートを課す。

（イ）長期履修

最長24ヶ月を上限とし、年度を越えた長期履修によることも差し支えないこと。

（ウ）基幹相談支援センター等における履修

別表１に示す「１．障害児者の地域支援と相談支援従事者（サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者）の役割に関する講義（５時間）」、「２．相談支援におけるケアマネジメントの手法に関する講義（３時間）」、「３．障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の概要並びにサービス提供のプロセスに関する講義（３時間）」「４．ケアマネジメントプロセスに関する講義及び演習（３１．５時間）のうち相談支援の実際」までを履修した者については、都道府県により本研修の指導者と認められた者の指導の下、基幹相談支援センターや当該受講者の所属事業所等において、上記カリキュラム以降の演習等を受講することにより、全カリキュラムを修了したものとみなす。

イ 聴覚障害のある受講者に対しては、手話通訳やパソコン通訳等必要な情報保障を行うこと。

ウ 視覚障害のある受講者に対しては、資料の点字版の準備、事前のテキストデータ提供等必要な情報保障を行うこと。

（４）その他

受講者に対し、人権の尊重について理解させるように努めること。

８ 研修会参加費用

研修会参加費用のうち、資料等に係る実費相当部分、研修会場までの受講者の旅費及び宿泊費については、受講者（所属する指定障害福祉サービス事業者を含む。）が負担するものとする。

９ 研修事業者の指定

都道府県知事による研修事業者の指定は、都道府県の区域ごとに、その指定を受けようとする者の申請により、次に掲げる要件を満たすと認められる者について、当該都道府県知事が行う。

(1) 事業実施者に関する要件

ア 研修事業の実施者は、事業を適正かつ円滑に実施するために必要な事務的能力及び事業の安定的運営に必要な財政基盤を有するものであること。

イ 研修事業の経理が他の経理と明確に区分され、会計帳簿、決算書類等研修事業の収支の状況を明らかにする書類が整備されていること。

(2) 事業内容に関する要件

ア 研修事業が、本要綱に定める内容に従い、継続的に毎年1回以上実施されること。

イ 研修カリキュラムが、別表1から4に定めるカリキュラムの内容に従ったものであること。

ウ 講義を担当する講師について、職歴、資格、実務経験、学歴等に照らし、適切な人材が適当な人数確保されていること。

特に初任者研修標準カリキュラムにおける「2ケアマネジメントの手法に関する講義」の講師及び「4ケアマネジメントプロセスに関する演習」を統括する者については、相当の経験を有する相談支援専門員を充てることを要件とする（その他の講義、演習については、相談支援専門員の役割について相当の知見を有する者、行政職員等を充てることとする。）。

(3) 研修受講者に関する要件

ア 研修受講者に研修内容等を明示するため、少なくとも次に掲げる事項を明らかにした学則等を定め、公開すること。

- ① 開講目的
- ② 研修事業の名称
- ③ 実施場所
- ④ 研修期間
- ⑤ 研修カリキュラム
- ⑥ 講師氏名
- ⑦ 研修修了の認定方法
- ⑧ 開講時期
- ⑨ 受講資格
- ⑩ 受講手続（募集要領等）
- ⑪ 受講料等

イ 研修への出席状況等研修受講者に関する状況を確実に把握し、保存すること。

(4) その他の要件

ア 研修事業の実施者は、事業運営上知り得た研修受講者に係る秘密の保持について、十分留意すること。

イ 研修事業の実施者は、研修受講者が演習において知り得た個人の秘密の保持について、受講者が十分に留意するよう指導すること。

10 研修事業者の指定申請手続等

(1) 本事業の指定を受けようとする者は、次に掲げる必要事項を記載した指定申請

書を事業実施場所の都道府県知事に提出するものとする。

ア 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び住所）

イ 研修事業の名称及び実施場所

ウ 事業開始予定年月日

エ 学則等

オ カリキュラム

カ 講義及び演習を行う講師の氏名、履歴、担当科目及び専任兼任の別

キ 研修修了の認定方法

ク 事業開始年度及び次年度の収支予算の細目

ケ 申請者の資産状況

コ その他指定に関し必要があると認める事項

（２）申請者が法人であるときは、申請書に定款、寄付行為その他の規約を添付するものとする。

（３）本事業の指定を受けた者は、指定を行った都道府県知事に対し、毎年度、あらかじめ事業計画を提出するとともに、事業終了後速やかに事業実績報告書を提出するものとする。

（４）本事業の指定を受けた者は、申請の内容に変更を加える場合には、指定を行った都道府県知事に対し、あらかじめ変更の内容、変更時期及び理由を届け出るものとし、（１）のオからキの事項に変更を加える場合にあっては、変更について承認を受けるものとする。

（５）本事業の指定を受けた者は、事業を廃止しようとする場合には、指定を行った都道府県知事に対し、あらかじめ廃止の時期及び理由を届け出、指定の取消しを受けるものとする。

11 経費の補助

国は、都道府県が研修を実施する場合に限り、都道府県に対し、本事業に要する経費について、別に定めるところにより補助するものとする。

(別表 1)

相談支援従事者初任者研修標準カリキュラム (案)

科 目	獲得目標	内 容	時間数
1. 障害児者の地域支援と相談支援従事者（サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者）の役割に関する講義（5 時間）			
相談支援（障害児者支援）の目的	人間の尊厳、基本的人権の尊重のための支援の意味と価値を理解する。 また、利用者理解、利用者の自己選択・自己決定の重要性について理解するとともに、障害児者の地域での生活の実情について理解する。 相談支援の基本的考えは、障害者の権利に関する条約の趣旨に基づくべきことを理解する。	・ 障害者の権利に関する条約、障害者基本法及び障害者基本計画、障害者差別解消法、障害者総合支援法の趣旨等を踏まえ、障害者が基本的人権を享有するかけがえのない個人としての尊重にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことを出来るために生活支援が実施されること、また、障害者は必要な支援を受けながら自らの決定に基づき社会に参加する主体であることについて理解するための講義を行う。 ・ 障害児者が置かれている立場の理解を深めるために、精神障害（発達障害、高次脳機能障害を含む）、内部障害、知的障害、聴覚障害者、視覚障害者、肢体不自由者など、多様な障害をもつ当事者による講義等を実施する等、地域の実情に合わせた工夫を行う。	講義 1.5 時間
	【門屋構成員加筆】 「人間の尊厳」 【松本構成員修正・加筆】 「利用者の自己選択・自己決定」 【松本構成員加筆】 「相談支援の基本的考えは、障害者の権利に関する条約の趣旨に基づくべきことを理解する。」	中西案第 3 部を合併 【今村構成員指摘】 「障害者の権利に関する条約第 19 条に示されている理念、目的、医学モデルから社会モデルへのパラダイムシフト、インクルーシブ社会の構築等について強調すべき」 「障害者総合支援法に関して社会的障壁の除去に資すること／介護保険との違いについて強調すべき」 【三浦構成員指摘に基づき加筆】 「障害者基本計画を踏まえたカリキュラムであること」 →「及び障害者基本法」 「また、障害者は必要な支援を受けながら自らの決定に基づき社会に参加する主体であること」	

相談支援の基本的視点（障害児者支援の基本的視点）	エンパワメント及び本人を中心とした（本人の選択・決定）支援を実施するにあたり、相談支援（障害児者支援）の基本的な姿勢について理解する。 利用者又は障害児の保護者（以下「利用者等」という。）の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者等の立場に立って行われるものでなければならないことを理解する。	・ 障害者ケアガイドライン等を活用し、障害者への生活支援の重要な視点として①共生社会の実現（ノーマライゼーションからソーシャルインクルージョン）、②自立と社会参加、③当事者主体（本人中心支援）、意思決定の配慮、④地域における生活の個別支援、⑤エンパワメント、セルフケアマネジメント、⑥リカバリー、⑦スティグマなどについて理解するための講義を行う。 ・ 障害児者の生活支援に当たっては障害の社会モデルを基本とし、その一部に必要な応じて医学モデル支援があることを理解するための講義を行う。加えて、障害者総合支援法に基づく支援と介護保険に基づく支援の異同と相互補完関係を理解する。 ・ バイステックの7原則（ソーシャルワーカーの倫理綱領）等を活用し、相談支援に従事する者に共通する基本態度、行動規範を理解し、持つべき倫理を理解するための講義を行う。 ・ 意思決定に配慮した支援における利用者理解の重要性について、CRPD 第12条にも基礎づけつつ「障害福祉サービス等の援助に係る意思決定支援ガイドライン」等を活用した講義を行い、相談支援の終結先としてのセルフケアマネジメントを理解する。また、意思決定支援において障害のある相談支援専門員によるインテークやアセスメントの重要性を理解する。 ・ CRPD 第16条にも基礎づけつつ、障害児者の虐待のリスク要因や、家族や専門家の共依存に関する講義を行う。また、精神障害者、発達障害者や知的障害者に対する拘束をなくすための国際的なベストプラクティスを理解する。 ・ CRPD 第2条、9条、21条及び24条に基礎づけつつ本人が持っている言語手段やその背景を理解する。 ・ 障害児者の地域生活において、ICFの視点をもとに人的支援、環境整備、経済基盤支援、家族支援、医療、教育などの支援についての実情を具体的に理解する。 ・ CRPD 第7条、24条に基礎づけつつ、機会の平等とインクルーシブ教育の両面から、特に発達過程にある児童期の支援の重要性を理解するための講義を行う。	講義 2.5時間
---------------------------------	--	---	---------------------

	【今井構成員指摘】 「エンパワメント」の語を適切に入れる。 ※現任研修も同様 【松本構成員加筆】 「本人の選択・決定」 【門屋構成員修正】 「相談援助→相談支援」 【今井構成員加筆】 「利用者又は障害児の保護者（以下「利用者等」という。）の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者等の立場に立って行われるものでなければならないことを理解する。」※現任研修も同様	中西案第1部を合併 【今村構成員指摘】 「基本相談（本人中心支援、エンパワメント支援、意思決定支援、セルフプラン支援）について強調すべき」 【三浦構成員指摘】 「「障害者基本計画を踏まえたカリキュラムであること」→「自己決定の尊重、意思決定支援について強調」 【門屋構成員加筆】「⑥リカバリー」 【門屋構成員加筆】 「障害児者の生活支援に当たっては障害の社会モデルを基本とし、その一部に必要な応じて医学モデル支援があることを理解するための講義を行う。」 「相談支援に従事する者に共通する基本態度、行動規範を理解し、」 【門屋構成員削除】「<u>ソーシャルワーカー</u>の倫理綱領」 【大瀨構成員指摘】 「障害のある人もない人も平等に生きられる社会を目指すために社会モデルや社会的障壁の除去等の重要性について強調すべき」 【松本構成員加筆】 「本人が持っている言語手段やその背景を理解する。」 【門屋構成員加筆】「経済基盤支援」 【小幡構成員指摘】 ○当事者のリカバリーを進める中で、家族の意向に飲み込まれないためにも、家族支援の重要性の視点を入れてほしい 【今井構成員加筆】 「特に発達過程にある児童期の支援の重要性を理解するための講義を行う。」※現任研修も同様	
--	--	--	--

相談援助に必要な技術	本人を中心とした（本人の選択・決定）支援を実施するにあたり、獲得すべき相談援助技術について理解する。	・ミクロ及びメゾレベルからマクロレベルに焦点を当てた視点等を含む地域を基盤としたソーシャルワークの理論と基礎的面接技法及びコミュニケーション技法（アサーティブネス・メラヴィアンの法則）を含む相談援助技術の基礎について講義を行う。 ・ケースワーク、グループワーク、コミュニティソーシャルワークの各技術、カウンセリングやケアマネジメント、ネットワーク、コンサルテーション及びスーパービジョン等の相談支援専門員として獲得が必要な相談援助技術について理解する。 ・障害のある相談支援専門員が、燃えつきや巻き込まれに陥ることなくピアワーカーにしかできない支援を行うために、ピアスーパービジョンが重要であることを理解する。 ・事例研究などによる経験から学ぶ省察的思考の必要性について理解する。 ・障害による意思疎通の質的違い（知的障害児者や自閉スペクトラム症等）の基本を理解する。 ・障害特性を認識、背景を考察するための対人援助のスキルを学ぶ。	講義 1 時間
	【松本構成員加筆】 「本人の選択・決定」	【大濱構成員指摘】 「ソーシャルワークにおけるエンパワメントの重要性について強調すべき」 【門屋構成員加筆】 「基礎的面接技法及びコミュニケーション技法(アサーティブネス・メラヴィアンの法則)」 【三浦構成員指摘】 「コミュニティワークや地域マネジメントの知識連携技術の修得」 【小幡構成員指摘】 「有効性のあるソーシャルアクションを展開するために、「ピアスーパービジョン」も位置づけてほしい」 【今井構成員追記】 「障害による意思疎通の質的違い(知的障害児者や自閉スペクトラム症等) の基本を理解する。」 【松本構成員追記】 「障害特性を認識、背景を考察する上での対人援助のスキルを学ぶ」	

2. 相談支援におけるケアマネジメントの手法に関する講義（3時間）			
相談支援におけるケアマネジメントの手法とプロセス	本人を中心とした（本人の選択・決定を促す）ケアマネジメントのプロセスと必要な技術の全体像について理解する。	・ 本人を中心としたケアマネジメント（ストレングスモデル）の目的、意思決定に配慮した一連のプロセスについて、具体的な計画相談支援等の事例を用いて講義を行う。 ・ 意思疎通に困難を有する障害児者（知的障害児者や自閉スペクトラム症等）の場合のアセスメントとニーズ把握の基本的な注意点と技術を修得する。 ・ 相談支援専門員とサービス管理責任者等との具体的な連携のあり方について理解し、個別支援計画等は、サービス等利用計画等に記載された総合的な支援の方針やニーズ、目標等に基づき作成され、適切なサービス提供のためには両計画の連動が重要であることを理解する。 ・ ケアマネジメントにおける社会資源の活用、他職種連携、チームアプローチ、不足している社会資源の創設の重要性について留意する。	講義 1.5 時間
	【鈴木構成員指摘】 「セルフプランを立てるための支援内容について含むべき」 【松本構成員加筆】 「本人の選択・決定を促す」	中西案第4部を合併 【今村構成員指摘】 「本人中心支援のサービス等利用計画作成の基本的知識と技術（セルフマネジメント含む）、モニタリング、障害特性について強調すべき」 【門屋構成員加筆】 「(ストレングスモデル)」 【今井構成員追記】 「意思疎通に困難を有する障害児者（知的障害児者や自閉スペクトラム症等）の場合のアセスメントとニーズ把握の基本的な注意点と技術を修得する。」 ※相談援助に必要な技術にも追記希望 ※現任研修も同様	
相談支援における家族と地域への視点	各相談支援事業の役割と機能を理解し、相互が連携することにより地域において効果的な相談支援体制が構築されることを理解する。 相談支援において地域資源を把握しネットワークを構築することの重要性について理解する。 （自立支援）協議会の目的、仕組み、機能について理解する。	・ 指定特定相談支援事業、指定一般相談支援事業、地域生活支援事業による相談支援事業（障害者相談支援事業、基幹相談支援センター、専門性の高い相談支援事業等）の各役割と機能、相互の連携並びに重層的な体制を構築することの重要性についての講義を行う。 ・ 重層的相談支援体制に障害当事者の相談支援専門員が所属する相談支援事業所についての必要性を理解し、当事者視点について学ぶことと、体制づくりを意識させる。 ・ 相談支援（ケアマネジメント）を実施するにあたって、サービス提供事業者等の地域資源を適切に調整するためには、それらについての情報を把握しネットワークを構築しておくことの重要性について講義を行う。 ・ 障害児者とその家族が陥りやすい関係性をライフステージごとに理解し、それぞれのステージにおいて必要となる家族支援について概略を理解する。 ・ 個別の相談支援活動から見いだされる課題を地域課題として共有し、解決に向け官民による協働が行われる協議会の目的、仕組み、機能について講義を行う。また、各都道府県内における協議会を活用した地域課題の解決事例について報告等を行う。 ・ 障害者当事者等により組織される団体等との連携を図ることの必要性について理解する。	講義 1.5 時間

	【今村構成員指摘】 「必要な社会資源の想像（エンパワメントを意識した社会資源の利用と開発）、社会資源及びサービスの理解（介護保険との共通点と相違点）について強調すべき」	中西案第2部5章を合併 【三浦構成員指摘】 「(障害者基本計画に基づく) 相談支援体制の構築」 ・ <u>身近な地域で相談支援を受けられる</u> ・ <u>障害当事者の支援の必要性に応じた適切な支給決定の実施</u> ・ <u>基幹相談支援センターの設置促進</u> ・ <u>協議会の設置促進及び活性化</u> ・ <u>関係期間間のネットワークの形成及びその活用を推進</u> ・ 家族支援 ・ <u>ピアサポーターの育成、ピアカウンセリング、ピアサポート等の活動の有効性</u> 【門屋構成員追記】 「重層的相談支援体制に障害当事者の相談支援専門員の所属するエンパワメント相談支援事業所についての必要性を理解し、当事者視点について学ぶことと、体制づくりを意識させる。」 【鈴木構成員指摘】 「事業所所在地域以外の社会資源についても把握することを促すべき」 【鈴木構成員指摘】 「市町村が実施すべき制度が行われていない場合、市町村への働き掛けの実施方法などを含むべき」 【松本構成員追記】 「障害者当事者等により組織される団体等との連携を図ることの必要性について理解する。」	
3. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の概要並びにサービス提供のプロセスに関する講義（3時間）			
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法（以下障害者総合支援法等）の理念・現状とサービス提供プロセス及びその他関連する法律等に関する理解	障害者総合支援法等の目的、基本理念や障害福祉サービス等の基本的な内容を理解する。また、障害者総合支援法等における自立支援給付等の仕組みを理解する。 介護保険制度対象の障害者の障害福祉サービスを利用する場合の諸制度について理解する。 障害者支援における権利擁護と虐待防止に関わる法律を理解する。	・ これまでの障害福祉制度の変遷を踏まえ、障害者総合支援法等による障害児者の自立と共生社会の理念、その実現を図るために必要な障害福祉サービス及び児童福祉サービス等の制度概要について講義を行う。具体的には、自立支援給付（障害児通所支援、障害児入所支援を含む）、地域生活支援事業、不服申し立て、障害福祉計画及び障害児福祉計画、（自立支援）協議会の位置付けについてふれる。 ・ 介護保険制度の対象となった障害者に適切な支援を提供するために必要な制度等の知識について講義を行う。 ・ 障害者の権利を護るための法律及び関連制度（障害者の権利に関する条約、障害者差別解消法、障害者虐待防止法、成年後見制度や日常生活自立支援事業等）の関係性および概要について講義を行う。	講義 1.5 時間
	【鈴木構成員指摘に基づく追記】 「介護保険制度対象の障害者の障害福祉サービスを利用する場合の諸制度について理解する。」 【今村構成員指摘】 「必要な社会資源の想像（エンパワメントを意識した社会資源の利用と開発）、社会資源及びサービスの理解（介護保険との共通点と相違点）について強調すべき」	【鈴木構成員の指摘に基づく追記】 「介護保険制度の対象となった障害者に適切な支援を提供するために必要な制度等の知識について講義を行う。」 【三浦構成員指摘に基づき加筆】 「高齢者施策との整合性に留意」	

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法における相談支援（サービス提供）の基本	障害福祉サービス等の提供における相談支援専門員とサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者（以下サービス管理責任者等）の役割、両者の関係性を理解する。 サービス提供において利用者の権利擁護と虐待防止を図るために相談支援専門員とサービス管理責任者等が果たすべき役割を理解する。	・相談支援事業の成り立ち、相談支援の体系（自立支援給付、地域生活支援事業）について理解するための講義を行う。 ・指定計画相談支援・指定一般相談支援・指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準に基づいて、相談支援専門員としての責務及び業務（サービス等利用計画案等の作成、サービス担当者会議の実施、サービス等利用計画等の作成、モニタリング）を理解し、適切で質の高いサービス提供において重要な役割を担う立場である事を認識するための講義を行う。 ・指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準に基づいて、サービス管理責任者等としての責務及び業務（個別支援計画の作成、他）を理解し、適切で質の高いサービス提供において重要な役割を担う立場である事を認識するための講義を行う。 ・サービス提供において相談支援専門員とサービス管理責任者等との連携のあり方とその重要性、サービス等利用計画・障害児支援利用計画（以下サービス等利用計画等）と個別支援計画の関係について理解する。 ・「障害者虐待防止の引き」等を活用し虐待防止における相談支援専門員とサービス管理責任者等が果たすべき役割を理解するための講義を行う。 【三浦構成員指摘】 「障害者権利条約批准後の第4次障害者基本計画を踏まえたカリキュラムであること」 →「障害者虐待の未然防止」	講義 1.5 時間
---	--	---	-------------------------

4. ケアマネジメントプロセスに関する講義及び演習 (31.5 時間)			
相談支援の実際 (ケアマネジメント手法を用いた相談支援プロセスの具体的理解)	受付及び初期相談並びに契約	受付及び初期相談（インテーク）、契約の各場面で求められる実践的な技術を修得する。 利用者の主訴を明確にし、本人・家族等からの情報収集とその分析を通して相談支援専門員としての専門的な判断の根拠を説明できる技術を修得する。 また、アセスメントにおいて収集した情報から、専門職としてニーズを導くための技術を修得する。	講義・演習 6 時間
	アセスメント（事前評価）及びニーズ把握	・利用者及びその家族との信頼関係の構築の重要性について講義を行う。 ・契約に関する制度上の位置づけや留意事項に関する演習を行う。 ・受付及び初期面接の場面における相談支援の視点と信頼関係を築くための技術（受容、共感、傾聴）について模擬面接などを通じて修得する。その際、障害による意思疎通の質的違い（知的障害児者や自閉スペクトラム症等）に留意した技術を修得する。 ・主訴を始めとする本人に関する心身や環境等についての情報収集とそれを基にしたアセスメントにより、ニーズを導き出すまでの思考過程に関する演習を行う。 ・演習によりアセスメントに必要な情報収集の項目理解と方法・技術を修得する。（例：ジェノグラム、エコマップの活用） ・利用者が持つ内面的及び環境的な強みを重視してアセスメントを行うことの重要性を理解する。（ストレングスモデル） ・生物・心理・社会モデルや国際生活機能分類（ICF）等を活用し、収集した情報を的確に分析し生活全体を捉える視点と、生活ニーズを導き出す方法・技術を修得する。 【大濱構成員指摘】 「ニーズ把握における意思決定支援の在り方、ニーズの引き出しが重要」 【今井構成員追記】 「その際、障害による意思疎通の質的違い（知的障害児者や自閉スペクトラム症等）に留意した技術を修得する。」 【門屋構成員加筆】 「（ストレングスモデル）」	

目標の設定と計画作成	本人の意向とニーズを踏まえた目標設定と目標を実現するためのサービス等利用計画等の作成技術を修得する。 また、より適切で質の高いサービスを提供するためには、サービス等利用計画と個別支援計画等との連動が重要であることを理解する。 多職種とのアセスメント結果の共有やサービス等利用計画の原案に対する専門的見知からの意見収集の意義を理解し、サービス担当者等による会議の開催に係る具体的な方法を修得する。	・利用者及び家族の生活に対する意向及び総合的な援助の方針を記載するにあたっての留意点に関して演習を行う。 ・アセスメントから導いたニーズを解決するための視点と達成するための目標の関係について講義を行う。 ・計画の策定の視点と手順は、本人のエンパワメントを意識しつつ、①本人の力（ストレングス）の発揮と活用、②一般社会・生活資源の活用、③諸制度（医療・年金・就労・生活保護等）の活用、④障害福祉サービスの活用、⑤満たされないニーズの確認とそれを満たす社会資源開発・地域づくり等、⑥制度・政策改革等、を基本とする意味を理解するための講義を行う。 ・インフォーマルサービスも含めた社会資源の種類及び内容を理解するとともに、インフォーマルサービスの活用も含めた支援内容の作成について講義を行う。 ・一連の支援計画作成の手法・技術を修得するための演習を行う。 ・サービス担当者会議を開催するに当たり、事前の準備や開催当日の準備など、必要な業務を理解するとともに、会議の進行の手法等に関する演習を行う。 ・模擬サービス担当者会議を行い会議進行の手法・技術を修得する。 ・サービス担当者会議は、利用者及び家族並びにサービス提供事業者も含め、利用者を支援していくための方向性を定める場であることから、相談支援専門員によるアセスメントの結果を共有する事の重要性を理解する。サービス等利用計画と個別支援計画等との内容の整合性を確認することの重要性を理解する。 中西案演習部分を合併 【門屋構成員加筆】 「計画の策定の視点と手順は、①本人の力（ストレングス）に着目の発揮と活用、②一般社会・生活資源の活用、③諸制度（医療・年金・就労・生活保護等）の活用、④障害福祉サービスの活用、⑤満たされないニーズの確認とそれを満たす社会資源開発・地域づくり等、⑥制度・政策改革等、を基本とする意味を理解するための講義を行う。」	講義・演習 3時間
-------------------	--	--	----------------------

評価及び終結	ケアマネジメントプロセスにおけるモニタリングの意義・目的や多職種との連携によるサービス実施の効果を検証することの重要性を理解する。 また、検証の結果、支援が終結されることの意義と留意すべきことについて理解する。	・利用者及びその家族、サービス担当者等との継続的な連絡や、居宅を訪問し利用者と面接することの意味を理解するための演習を行う。 ・演習によりモニタリングにおける視点や手法、状況の変化への対応の技術を修得する。 ・モニタリング結果の記録作成の意味と、記録にあたっての留意点を理解するための講義を行い、演習により手法を修得する。 ・評価表等を活用し目標に対する各サービスの達成度（効果）の検証の必要性を理解し評価手法を修得する。 ・相談支援専門員の共依存を避け、自立支援を進める上で、相談支援の終結とセルフプランへの移行が重要であることを理解し、その作成支援についての講義を行う。 ・サービス等利用計画等の再作成を行う方法について講義により理解し、演習により技術を修得する。	講義・演習 3 時間	
	中西案演習部分を合併			
実習ガイダンス	研修における実習の位置付けと目的、実施方法を理解し、効果的な実習に結びつける。	・実習は、相談支援の実践現場を通して様々なことを学ぶことができる機会であるとともに、これまでの講義や演習を通じて身につけた知識・技術を試行する機会でもあり、効果的な実習になるようその目的について講義を行う。 ・実習の流れや実習時の心構えなどに関する講義を行う。（実習を通じて、地域毎の社会資源等の状況や現場での倫理的課題などについても意識を向けるよう認識する。）	講義 1 時間	
実践研究	事例の共有と相互評価 1	自ら実施したアセスメント及びプランニング等について、その根拠を踏まえて分かりやすく説明できる技術を修得する。 他者からの多角的な意見により視点が広がり、アセスメントが深まることを理解する。	・相談支援の基礎技術に関する実習1により各自が作成した事例情報、アセスメント及びプランニングの内容について、グループ毎に共有および意見交換を実施する。 ・エンパワメントの視点を盛り込んだプラン作りになっているか、利用者が持つ内面的及び環境的な強みを重視したアセスメントを実施できているか、プラン内容の根拠として収集された情報からのアセスメント結果が適切であるかどうか等に留意し、受講者による相互評価を行う。	事例研究 6 時間
	中西案演習部分を合併			
	事例の共有と相互評価 2	自ら再実施したアセスメント及びプランニング等について、その根拠を踏まえて分かりやすく説明できる技術を修得する。 他者からの多角的な意見により視点が広がり、アセスメントが深まることを理解する。	・相談支援の基礎技術に関する実習2にて各自が実施した追加の情報収集、再アセスメント、修正したプランニング内容について、グループ毎に事例の共有および意見交換及び相互評価を実施する。 ・留意事項については実践研究1に同じ。	事例研究 4 時間
事例研究とサービス等利用計画作成	グループによる事例研究を通じて、サービス等利用計画作成についての理解を深め、技術を修得する。	・実習により作成した事例より1事例選択し、グループによる再アセスメントを実施し、ニーズの明確化および支援の検討を行う。選択事例の地域に存在する社会資源を想定して具体的なサービス等利用計画（障害児支援計画）を作成する。	事例研究 6 時間	

研修全体の振り返りの意見交換、講評及びネットワーク作り	研修全体の振り返りを行うことで、今後の学習課題を認識し、自己研鑽意欲を高める。 また、研修受講者間でのネットワークの構築を図る。	・ 研修全体の振り返りを行うにあたって、グループ又は全体で意見交換を行い、専門的助言を含めて、研修における学習の成果や今後の学習課題への意識付けのための講義・演習を行う。 ・ 現場で生じうる課題への対応や共同で研修する機会を作るため、研修受講者間においてネットワークの構築を図る。	講義・演習 2.5h
5. 相談支援の基礎技術に関する実習			
相談支援（ケアマネジメント）の基礎技術に関する実習1	実習現場での相談支援（ケアマネジメント）のプロセスの経験を通じて実践にあたっての留意点や今後の学習課題等を認識する。	・ 障害福祉サービス等を利用する障害児者への居宅訪問を行い、面接による情報収集・アセスメント、プランニングを行う。 ・	実習
相談支援（ケアマネジメント）の基礎技術に関する実習2	実習現場での相談支援（ケアマネジメント）のプロセスの経験を通じて実践にあたっての留意点や今後の学習課題等を認識する。	・ 実践研究1（事例の共有と相互評価1）における相互評価を踏まえ、必要に応じて追加の情報収集及び再アセスメントを実施し、プランニング内容の修正を行う。	実習
地域資源に関する情報収集	相談支援（ケアマネジメント）に活用する地域資源の実際について理解する	・ 地域（市町村・障害保健福祉圏域等）における地域資源（公的機関、障害福祉サービス・障害児支援サービス提供事業所、（自立支援）協議会）などに関する情報を収集し、所定の書式に記録する。	実習

※意思疎通に困難を有する障害児者への支援経験がない場合は、その体験を行うこと。

【今井構成員指摘により事務局加筆】

「意思疎通に困難を有する障害児者も実習体験に含まれるようにしてほしい」

相談支援従事者現任研修標準カリキュラム(案)

科 目	獲 得 目 標	内 容	時間数
1, 障害福祉の動向に関する講義 (1.5 時間)			
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法等の現状	障害者総合支援法及び児童福祉法に関する最新の動向、障害児者及びその家族等の地域生活を支援していくにあたって、関連する制度等を理解する。	・ 障害者総合支援法及び児童福祉法の改正等の状況やその他関連施策の最新の動向に関する講義を行う。 ・ 介護保険制度の対象となった障害者に適切な支援を提供するために必要な制度等の知識について講義を行う。 【鈴木構成員指摘による追記】 「介護保険制度の対象となった障害者に適切な支援を提供するために必要な制度等の知識について講義を行う。」	講義 1.5時間
2, 相談支援の基本姿勢及びケアマネジメントの展開に関する講義 (3 時間)			
本人を中心とした支援におけるケアマネジメントおよびコミュニティソーシャルワークの理論と方法	相談支援の基本姿勢等を再確認するとともに、個別の相談援助技術と地域援助技術の役割とそのつながりについて理解する。	・ 本人を中心とした支援における個別の相談支援の基本姿勢(①共生社会の実現(ノーマライゼーションからソーシャルインクルージョン)、②自立と社会参加、③当事者主体(本人中心支援)、意思決定の配慮、④地域における生活の個別支援、⑤エンパワメントなど)について再確認するとともに、ミクロ及びメゾレベルからマクロレベルに焦点を当てた視点等を含む地域を基盤としたソーシャルワークの理論と実践方法について講義を行う。 ・ 障害の理解に当たっては社会モデルを基本とすること、医学(個人)モデル支援の位置づけを実践の振り返りから確認する。 ・ 基本的視座として、本人の生活の場で展開される援助、援助対象の拡大、予防的かつ積極的アプローチ、多職種連携(チームアプローチ)、ネットワークなどについて解説する。 ・ 具体例として、(自立支援)協議会を活用した個別事例の支援からの地域課題の把握、課題の共有、課題解決に向けた地域づくりや資源開発のための協議、地域への働きかけや政策的な提言に至る一連のプロセスと相談支援専門員の役割について解説する。	講義 3時間

		【門屋構成員追記】 「障害の理解に当たっては社会モデルを基本とすること、医学（個人）モデル支援の位置づけを実践の振り返りから確認する」	
3, 人材育成の手法に関する講義（1. 5 時間）			
事例研究及びスーパービジョンによる人材育成の理論と方法	相談支援専門員の人材育成方法としての経験から学ぶ省察的思考の重要性について理解する。具体的な実施方法として事例研究及びスーパービジョンの理論と方法について理解する。	・事例研究などによる経験から学ぶ省察的思考の重要性とその効果を高めるスーパービジョンの役割について講義を行う。 ・実践に基づいた事例研究の理論と方法について理解するための講義を行う。事例研究の具体的な意義と目的として、①事例を深める、②実践を追体験する、③援助の質を向上させる、④援助の原則を導き出す、⑤実践を評価する、⑥連携のための援助感や援助方針を形成する、⑦援助者を育てる、⑧組織を育てる等について解説する。また、事例研究の基本的プロセスと留意事項について解説する。 ・人材育成におけるスーパービジョンの理論と方法について理解するための講義を行う。（教育、支持、管理の各機能についての解説および、個別、グループ、ライブ、ピア、セルフ等の実施方法とその長所・短所等について解説する。）	講義 1. 5時間

4, 相談援助に関する講義及び演習 (18時間)

個別相談支援とケアマネジメント	本人を中心とした個別の相談支援の実践に必要な相談援助技術について説明出来る。 自身の個別の相談支援実践について振り返り、維持・向上すべきことに気づく。 個別の相談支援の実践事例を振り返り、検討することで個別相談支援の能力が向上を図る	・ 個別の相談支援における関係性の理解、自他尊重などについての自己覚知を行い、①信頼関係の構築、②意思決定（本人を中心とした支援）、③モニタリングの機能について再確認し理解を深めるための講義を行う。 ・ 上記講義を踏まえ、自身による個別の相談支援の実践についての振り返り及び自己評価を行う。自己評価により維持・向上すべき技術等についての気づきを得る。自己評価を他者と共有する事により気づきの幅を広げる。 ・ 各受講者の相談支援事例を活用し事例研究を行う。発表事例の支援経過に対して、①本人の意向が明確になり優先されているか、②本人の言葉の意味の吟味ができているか、③支援者の都合が優先されていないか、④多職種連携が適切に図られているか⑤既存の社会資源だけで調整されていないか、⑥結論に誘導するような調整になっていないか等について、自己評価を含め、総合的な視点で検討する。 【門屋構成員加筆】 「関係性の理解、自他尊重などについての自己覚知を行い」	講義及び演習 6時間
相談援助に求められるチームアプローチ（他職種連携）	多職種に対する理解・尊重に基づいてチームを組織し、円滑に機能させるための技術の向上を図る。	・ 利用者及びその家族の支援に対し、チームアプローチの意義を再確認すると共に、チームマネジメントの技術を向上させるための講義を行う。 ・ 上記講義を踏まえ、自身によるチームアプローチの実践についての振り返り及び自己評価を行う。自己評価により維持・向上すべき技術等についての気づきを得る。自己評価を他者と共有する事により気づきの幅を広げる。 ・ 各受講者の相談支援事例を活用し事例研究を行う。発表事例の支援経過に対して、チームアプローチに際し、チームを組成する各種の専門性と各々に求められる役割を理解するとともに、チームにおける相談支援従事者の役割を理解し、利用者の意思決定に配慮したチーム運営において想定される課題や対応策を含め、チームを円滑に機能させるために必要な知識・技術を向上させるための協議を行う。	講義及び演習 6時間

地域をつくる相談支援（コミュニティワーク）の実践	地域をつくる相談支援の実践に必要な価値、知識、技術について理解を深める。 自身の地域をつくる相談支援実践について振り返り、維持・向上すべきことに気づく。 地域を作る相談支援の実践事例を活用し検討することで地域援助の能力を獲得する。	・ 利用者の個別のニーズから地域課題を見出し、地域課題の解決に向けて、利用者個人を支える地域をつくるための地域への働きかけや地域支援ネットワークの構築と活用方法の理解を深めるための講義を行う。 ・ 上記講義を踏まえ、自身による地域をつくる相談支援の実践についての振り返り及び自己評価を行う。自己評価により維持・向上すべき技術等についての気づきを得る。自己評価を他者と共有する事により気づきの幅を広げる。 ・ 各受講者の相談支援事例を活用し事例研究を行う。発表事例の支援経過に対して、①地域課題が個別の支援から見出されているか、②地域の特性が把握されているか、③課題が明確化されているか、④課題の地域の中で共有がなされているか、⑤課題解決の優先順位が明確か、長期、短期の目標が設定されているか、⑥誰が何を担うかなど具体的計画が策定されているか、⑦既存の社会資源を十分に活用できているか⑧欠けている社会資源について政策提言など社会行動が出来ているか⑨計画の達成度や自身の活動について評価出来ているか等について総合的な視点で検討する。 ・ 障害当事者相談支援専門員（エンパワメント相談支援）との連携体制の必要性和設置、連携意義について具体的に検討する。 【門屋構成員追記】 「障害当事者相談支援専門員（エンパワメント相談支援）との連携体制の必要性和設置、連携意義について具体的に検討する。」	講義及び演習 6時間
---------------------------------	--	--	-----------------------

(別表3)

専門コース別研修標準カリキュラム

1. 障害児支援

科 目	獲 得 目 標	内 容	時間数
1. 各種制度の概要及び障害児の生活ニーズを理解する。(講義)			
テーマを決めて概要を説明 (講義Ⅰ)	(例) 発達障害の概要を理解する。	発達障害の定義、診断基準などの説明	45分
障害の特性理解 (講義Ⅱ)	(例) 発達障害の生活ニーズを理解する。	障害当事者、家族、支援者等による事例紹介	1.0
関係機関等の理解 (講義Ⅲ)	(例) 発達障害児を支援する上で必要な関係機関を理解する。	・保健・医療機関 ・教育機関 ・福祉機関(保育所、発達障害支援センター、相談支援事業所)	45分
2. 障害児支援における相談支援(演習)			
実践事例の報告 (演習Ⅰ)	障害児支援における相談支援の役割と関わり方を獲得する。	・相談支援従事者における障害児家族支援の状況の実践報告を受け、グループワークを通して確認する。 ・実践報告の事例を通して、療育・教育・相談支援従事者等の連携を確認する。	1.5
事例を活用し実際に支援体制を組み立てる(演習Ⅱ)	具体的に事例を使い障害児支援の体制作りを獲得する。	・受講者の事例を持ち寄りそれぞれの抱えている課題を共有する。 ・グループで1事例選択し、課題解決に向けた支援体制作りを検討する。 ・グループごとに検討した内容を発表し全体で共有する ・全体の共有の後に各グループで再度振り返りをする。	1.5
総括	研修のポイントの再確認	・自己の事例を振り返る。 ・グループ内で自己の振り返りを共有	1.0
合 計			6.5

2. 権利擁護・成年後見制度

科 目	獲 得 目 標	内 容	時間数
1日目 1. 各種法制度の概要及び相談支援従事者の役割を理解する。（講義）			
法制度の概要	権利擁護に関する各種法制度の基本的な理解を深める。	・ 障害者権利条約、障害者虐待防止法等の法制度概要 ・ 成年後見制度、日常生活自立支援事業の制度概要	2. 5
権利侵害・虐待	虐待の定義、実情の理解を深める。	・ 虐待の定義、内容 ・ 権利侵害の状況	1. 0
各機関の役割	関係機関の役割を学ぶ。	・ 弁護士等の職能団体、都道府県権利擁護センター、行政等の関係機関の職務、職域概要	1. 0
実践事例報告 （シンポジウム形式）	相談支援事業所の役割、関係機関との連携について学ぶ。	・ 障害児者への虐待、権利侵害事例に対する具体的実践 ・ 協議会の活用 ・ 関係機関の役割分担、連携方法	2. 5
2日目 2. 相談支援に必要な権利擁護の視点（演習）			
実践事例の報告 （演習Ⅰ）	相談支援の役割、関係機関との連携等による支援方法の視点を広げる。	・ 障害児者の権利を保障する支援方法や介入、機関連携について、グループワークを行う。	3. 0
事例を活用し実際に支援体制を組み立てる（演習Ⅱ）	具体的に事例を使い権利擁護、虐待防止の支援体制作り（地域連携）を検討する。	・ グループで1事例選択し、課題解決に向けた支援体制作りを検討する。 ・ グループ発表し、全体で共有し、再度振り返る。	3. 0
総 括	研修のポイントの再確認	・ 自己の事例について、アドボカシーやエンパワメント等の視点を含め、相談支援の実践を振り返る。 ・ グループ内で自己の振り返りを共有	1. 0
合 計			14

3. 地域移行・定着、触法

科 目	獲 得 目 標	内 容	時間数
1日目 1. 各種法制度の概要及び相談支援従事者の役割を理解する。（講義）			
法制度の概要	障害者の地域移行に必要な各種法制度の基本的な理解を深める。	・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等を主とした法制度の概要 ・ 地域生活支援に関する制度（住宅政策、日常生活自立支援事業等）の概要	4 5 分
都道府県及び市町村の地域移行支援状況	地域移行の現状、地域の支援体制を理解する。	・ 地域移行の流れや関係者の役割等 ・ 地域の実情や支援体制の説明	4 5 分
障害者及び家族の理解	障害者や家族の基本的特性を理解する。	・ 家族支援の在り方 等	1. 0
1日目 2. 障害者地域移行支援における相談支援（演習）			
実践事例の報告 （演習Ⅰ）	障害者の地域移行における相談支援の役割と関わり方を獲得する。	・ 相談支援従事者による地域移行支援の状況の実践報告を受け、グループワークを通して確認する。 ・ 実践報告の事例を通して、地域での関係機関と相談支援従事者等の連携を確認する。	1. 5
事例を活用し実際に支援体制を組み立てる（演習Ⅱ）	具体的に事例を使い障害者の地域移行の体制作りを獲得する。	・ 受講者が事例を持ち寄り、それぞれの抱えている課題を共有する。 ・ グループで1事例選択し、課題解決に向けた支援体制作りを検討する。 ・ グループごとに検討した内容を発表し全体で共有する。 ・ 全体の共有の後に各グループで再度振り返りをする。	1. 5
総 括	研修のポイントの再確認	・ 自己の事例を振り返る。 ・ グループ内で自己の振り返りを共有	1. 0
2日目 1. 各種法制度の概要及び相談支援従事者の役割を理解する。（講義）			
法制度の概要	触法障害者に関わる各種法制度の基本的な理解を深める。	・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律・心神喪失者等医療観察法・少年法、地域生活定着支援事業等を主とした法制度の概要や仕組みの説明	4 5 分
触法障害者等への支援状況	地域の触法障害者の生活状況、支援体制を理解する。	・ 触法障害者への支援導入の流れや関係者の役割等の説明 ・ 地域生活定着支援センターの支援状況の説明 ・ 地域の実情や支援体制の説明	4 5 分
触法障害者及びその	触法障害者や家族の基本	・ 触法障害者の障害特性	1. 0

家族の理解	的特性を理解する。	・ 家族支援の在り方	
2日目 2. 触法障害者支援における相談支援（演習）			
実践事例の報告 （演習 1）	触法障害者支援における 相談支援の役割と関わり 方を獲得する。	・ 相談支援事業における触法障害者支援の状況 の実践報告を受け、グループワークを通して確認 する。 ・ 実践報告の事例を通して、保護観察官、社会復 帰調整官、保護司、教育関係者、相談支援従事者 等の連携を確認する。	1. 5
事例を活用し実際に 支援体制を組み立て る（演習 2）	具体的に事例を使い触法 障害者支援の体制作りを 獲得する。	・ 受講者の事例を持ちよりそれぞれの抱えている 課題を共有する。 ・ グループで1事例選択し、課題解決に向けた支援 体制作りを検討する。 ・ グループごとに検討した内容を発表し全体で共 有する。 ・ 全体の共有の後に各グループで再度振り返りを する。	1. 5
総 括	研修のポイントの再確認	・ 自己の事例を振り返る。 ・ グループで自己の振り返りを共有	1. 0
合 計			1 3

4. セルフマネジメント

科 目	獲 得 目 標	内 容	時間数
1. セルフマネジメントの概要及びその支援について理解する。（講義）			
セルフマネジメント概論	当事者運動の背景を学び、当事者主体、セルフマネジメント支援についての理解を深める。	・ 障害者の当事者運動の歴史 ・ セルフマネジメント及び支援の概要	4 5 分
エンパワメント概論	エンパワメント及びその支援について理解を深める。	・ 障害児者（家族含む）のエンパワメントを支援する視点、アプローチ	4 5 分
実践事例報告	当事者や支援者からの実践報告を受け、セルフマネジメント支援における相談支援事業所の役割を学ぶ。	・ セルフマネジメントによる生活の実際、課題提起 ・ セルフマネジメントの実現に向けた相談支援の展開	1. 5
2. セルフマネジメント支援における相談支援従事者の役割を学ぶ（演習）			
セルフマネジメント支援における相談支援従事者の役割（演習Ⅰ）	障害者のセルフマネジメントを支援する上での役割を学ぶ。	・ 講義等を参考として、自己の相談支援を振り返る。また、セルフマネジメントにおける相談支援従事者の役割について考える。 ・ グループ内で発表し、整理、共有する。	1. 5
セルフマネジメント支援における相談支援従事者の役割（演習Ⅱ）	障害者のセルフマネジメントを支援する上での役割を学ぶ。	・ グループで検討した相談支援従事者の役割を全体発表し、共有する。 ・ その後、グループで再度確認する。	1. 0
総 括	研修のポイントの再確認	・ セルフマネジメント支援における相談支援従事者の役割について整理する。 ・ グループ内で自己の振り返りを共有	1. 0
合 計			6. 5

5. スーパービジョン・管理・面接技術

科 目	獲 得 目 標	内 容	時間数
1. スーパービジョンの意義と活用を理解する。(講義)			
スーパービジョンの概要	スーパービジョンに関する基本的な理解を深める。	・ 障害者福祉の実践におけるスーパービジョンの意義 ・ スーパービジョンの機能と構造	1. 0
スーパービジョンの活用	スーパービジョンの具体的な技術を理解する。	・ スーパービジョンの場面 ・ 技法	1. 5
2. スーパービジョンの実際と活用(演習)			
スーパービジョンの実際 (演習Ⅰ)	実際の場面におけるスーパービジョンの構造を理解する。	・ 受講者の持ち寄った事例を通して、グループ内で機能や構造を確認する。	1. 0
スーパービジョンの活用 (演習Ⅱ)	事例を通して、スーパービジョンの場面を確認し、機能を理解する。	・ グループで1事例選択し、課題解決に向けた支援体制作りを検討する。 ・ 検討した支援体制を想定し、ロールプレイで確認する。 ・ ロールプレイで確認できたことを踏まえ、支援体制を修正する。 ・ グループごとに検討した内容を発表し全体で共有する。 ・ 全体の共有の後に各グループで再度振り返りをする。	2. 0
総括	研修のポイントの再確認	・ 自己の事例を振り返る。 ・ グループ内で自己の振り返りを共有	1. 0
合 計			6. 5

(別紙 1)

第 号

修 了 証 書

氏 名

生年月日

あなたは、厚生労働省の定める相談支援従事者研修を修了したことを証します。

平成 年 月 日

〇〇〇知事

〇 〇 〇 〇

(別紙2)

第 号

修 了 証 書

氏 名

生年月日

あなたは、厚生労働省が定めるところにより当該研修事業者が〇〇〇知事の指定を受けて行う
相談支援従事者研修を修了したことを証します。

平成 年 月 日

(指定された事業者名)

代 表 〇 〇 〇 〇